

平成 28 年 12 月 19 日

加盟団体

医事担当者 各位

アンチ・ドーピング担当部会/委員会委員 各位

事務局アンチ・ドーピング担当者 各位

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

2017 年禁止表国際基準の Higenamine(ヒゲナミン)に関する注意喚起

平素よりアンチ・ドーピング活動にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

2017 年禁止表国際基準の S3.ベータ 2 作用薬において Higenamine(ヒゲナミン)が例示されました。本物質は新たに禁止物質として追加されたものではなく、従来から禁止されていましたが、2017 年から非選択的ベータ 2 作用薬の例として明記されたものです。本物質は栄養補助食品(サプリメント)等に含有されることが諸外国において報告されているため、この度、下記のとおり Higenamine(ヒゲナミン)に関する注意喚起をお知らせいたします。

下記の内容をご確認のうえ、貴団体所属のアスリート、サポートスタッフおよび関係者へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

Higenamine(ヒゲナミン)は植物より抽出した成分であり、栄養補助食品(サプリメント)等に含まれていることが報告されています。栄養補助食品(サプリメント)を使用される場合は、アスリート自身の責任において今一度ご注意ください。

なお、栄養補助食品(サプリメント)は、食品であるため含有成分がすべて表示されているとは限りません。成分として禁止物質が表示されていないサプリメント製品でも禁止物質を含むことがあります。

Higenamine(ヒゲナミン)

- Higenamine(ヒゲナミン)は、植物の *Tinospora crispa*(イボツツラフジ)の成分であると報告されており、いくつかの栄養補助食品で検出されている。
- 本物質は非選択的ベータ 2 作用薬であり、2017 年禁止表国際基準の「常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)」の S3.ベータ 2 作用薬において例示されている。
- Higenamine(ヒゲナミン) は、以下の名称の成分や生薬に含まれるとされている。
 - ・ Norcoclaurine(ノルコクラウリン)
 - ・ Demethylcoclaurine(デメチルコクラウリン)
 - ・ *Tinospora crispa*(イボツツラフジ)
 - ・ 附子(ブシ)
 - ・ 丁子(チョウジ)
 - ・ 細辛(サイシン)
 - ・ 南天実(ナンテンジツ)
 - ・ 呉茱萸(ゴシュユ) 等

以上

<本件に関する問合せ先>

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

教育・国際部 教育・情報グループ 鈴木智弓、打谷桂子

〒115-0056 東京都北区西が丘 3-15-1

国立スポーツ科学センター内

TEL:03-5963-5708

e-mail: edu_dept@playtruejapan.jp